

小田原藩領の村々と漆液の流通統制

桐生海正

はじめに

一 漆液の流通統制の始期

(一) 文化期における小田原藩の「国産国益」政策

(二) 漆液の流通統制の開始

二 他領漆仲買と漆液の流通統制

(一) 他領漆仲買と領内村々

(二) 他領漆仲買による借金問題の解決過程

(三) 他領漆仲買の具体的事例

おわりに

はじめに

本稿は、文化期、小田原藩主大久保忠真により「国産国益」政策として取り組まれた漆液の流通統制（いわゆる「藩専売制」^①）に着目し、その施行過程を明らかにする^②。その上で、この時期、産物の流通統制・生産奨励を促進

した国産方役所が設置され、漆液の流通統制を開始したことが、領内村々にどのような影響を与えたのかということを中心に深く検討していきたい。

最初に、小田原藩における「専売制」の先行研究を概観しておきたい。全国的な専売制度の研究を行った吉永昭氏は、小田原藩の「専売制」に対して、「文化（一八〇四―一七）・文政（一八一八―一七）期には小田原藩で漆専売、佐倉藩で炭会所の設置による佐倉炭の専売が実施されたといわれているが、ともにその実態は明らかでない^③」と述べている。また、戦後小田原藩の研究を牽引し、各市町村史にも幅広く関わった内田哲夫氏は、「史料の残存状況から、国産方の動きを十分究明できないが、忠真時代にこうした動きが始まったことは事実で、安政・文久・慶応年間の史料にも、漆・櫨等の植付けが行われ、国産方がこれに関係していると見られるところからも、こうした政策が引き続いてとられていたことが知られる^④」と述べている。また内田氏は「現存する史料でみる限り、府川村（文政期、紙の生産で一時期成功した）筆者註の一時期を除いて、小田原藩の国産方による産業の奨励はほとんど実を結ばなかった。財政難から他藩の成功を真似よう

とする試みは、中途半端なまま終わってしまったかのようである⁽⁵⁾とも指摘する。こうした先行研究からは、藩主大久保忠真の時代から、国産方という役所を通じて漆や櫨、紙などの産物の流通統制・生産奨励を行っていたことが知れる。しかし、その実態は明らかでないことがわかる。

また、近年小田原藩の研究において一層研究の深まりを見せた分野に藩主大久保忠真による藩政改革期の研究が挙げられる。忠真の改革の画期は主に、「旧弊」の一洗を宣言した直書を示し、その意志を明らかにした享和三年（一八〇三）、京都所司代の勤めを終え、老中に就任するために江戸に戻った文政元年（一八一八）、一〇か年御勝手向き改革を宣言した文政一一年の三点に集約されるとこの分野の研究をリードする馬場弘臣氏は指摘する⁽⁶⁾。しかし、忠真が老中就任後の文政元年以降の研究蓄積は一度見られるものの、忠真の老中就任以前の改革基調については研究が薄い。これは享和三年に全藩上げての改革を明言しながらも、「その後の忠真は、文化元年（一八〇四）寺社奉行、同七年大坂城代、同一二年に京都所司代と幕閣において昇進を続けたこともあって目立った政策はみられない⁽⁷⁾」とされるからである。また、藩政改革の中で二宮尊徳が登用されていく過程を明らかにした松尾公就氏も文政元年に藩主大久保忠真によって二宮尊徳が酒匂河原での表彰をきっかけに藩政にかかわりをもっていくことから説明され、忠真の老中就任以前は「国元に帰ることもできず、また自藩の改革を実施する機会もなかった⁽⁸⁾」とする。こうして見ると、老中就任以前の忠真による藩政改革の動向は未解明な部分が多い。こうした従来の研究の認識は藩政改革初期、「とくに地方に対する政策としては、文化期に国産の奨励がみられる程度である⁽⁹⁾」と表現され、その内実にも触れられず、依然研究が立ち遅れている時期であることがわかる⁽¹⁰⁾。

今回は、こうした先行研究に学びつつも、文化期に大久保忠真によって取り組まれた「国産国益」政策の実態を明らかにするとともに、その初期から取り組まれた漆液の流通統制に関わる問題を取りあげたい。

近世の専売制に関する研究は、堀江保蔵氏⁽¹¹⁾によって先鞭がつけられ、吉永昭氏⁽¹²⁾によって全国的な専売制の動向が明らかにされた。その後、西向宏介氏⁽¹³⁾により産地資本主導型の藩専売制の実態が、山形万里子氏⁽¹⁴⁾により近世（明治初期の陶器専売制の大坂・江戸市場での展開が、荒武賢一朗氏⁽¹⁵⁾により藩専売制と大坂市場との関わりが明らかにされた。

こうして藩専売機構や領内市場の動向、領外市場との関わりが解明された。一方で、本稿が目指すようにそもそも藩専売制は商品の生産者、ひいては地域社会にどのような影響を与えたのか、といった研究は多く見られない。こうした視角から本稿では、先行研究でも扱われることの少ない国産物の流通統制が施行される初期の問題を地域社会の動向と関連付けて論じたい。

一 漆液の流通統制の始期

本章では、藩財政の窮乏化⁽¹⁶⁾を主な理由とし、文化八年（一八一二）暮れから藩主大久保忠真の意向に即し、「国産国益」の理念が藩政に導入されたといった過程とそのもとで開始された漆液の流通統制について考察する。

なお、この時期の藩主大久保忠真に関して若干の補足をしておく⁽¹⁷⁾。天明元年（一七八二）二月二日に江戸芝金の藩邸で生まれた忠真は、寛政八年（一七九六）正月、父忠顕に代わって藩主となった。満一五歳の時であった。彼は、寛政一二年八月には奏者番に任じられた。父が没する享和三年

(一八〇三)までは、忠真の実績としてみるべきものはないが、この年家中に対して「直書」を出し、藩財政窮乏により藩士に手当すら十分に支給できないことを謝し、藩政改革を行うことを宣言する。文化元年正月にはさらに寺社奉行へと進む。その後文化七年六月に大坂城代、文化一二年四月に京都所司代、文政元年には念願の老中に昇進する。忠真は天保八年(一八三七)に没するまで約二〇年間老中を務め、幕閣の中心として幕政に参画した。藩主としての忠真は、先に述べたように藩政改革を行い、人材登用、藩校の設立など活躍は多岐に及び、「名君」と称された。

本稿で扱う文化八年から後の時代は、忠真が大坂城代、京都諸司代として活躍した時代でもあった。

(二) 文化期における小田原藩の「国産国益」政策

【表1】は、文化期における領内産物の国産化の願い出をまとめたものである。この表からは、文化・文政期前後全国の諸藩が国産奨励に努めるのと軌を一にして、小田原藩でも文化八年(一八一二)二月を皮切りに、信州種馬、漆液、毒荏、線香、木地細工などの産物の国産化が領民から願い出されていたことがわかる。このように領内から産物の国産化の申し出がなされたきっかけは、【表1】の通し番号3の史料には「此度国産国益之御趣意被 仰出候ニ付」とあり、通し番号4の史料には「此度御趣意被 仰出候ニ付」とある通り、文化八年二月頃、領内に「国産国益」の「御趣意」が通達されたことに始まる。通し番号2の史料にも「此度国産国益之儀何事ニ不依心附御座候ハ、奉申上候様村役人共々申付候ニ付」とあり、「国産国益」となるような産物があればどのような事でも申し出るように

と村役人から言伝があったことがわかる。このような要請に対して、領内一帯で少なくとも数人の領民が献策を行ったのであった。

一方で、ここに挙げられた品目のうち、実際に藩当局による流通統制を受けた品目は、漆液や木地細工など限られた品目であった。その理由は、例えば【表1】の通し番号3の毒荏は領内を流れる酒匂川の堤防が年々出水により破損してしまうことから、低木で根張りの強い毒荏を新規で一万本ほど植え堤防を強化し、さらにその実を使って油絞りを行いたいという「提案」であった。また、通し番号4の線香に関しても、「是迄他国分買入候線香之儀、此度御当地ニ而出来仕候様相目論見申度奉存候」と、あくまでこれらの提案された品目の一部は国産物にできるという「想定」での話であった。¹⁹⁾これに対して、後述するが漆液に関しては、従来から生産と流通に実績がある品目として、藩当局も手始めに取り掛かるには好都合な産物であった。

また、この表からは、徐々に産物の国産化が企図されるにあたり、藩当局の組織も整えられていった形跡がある。それは、領民が申し出ている先が、従来の史料では見られなかった「宮沢(澤)五右衛門」と「須藤清次(治)右衛門」(佐次右衛門)とも宛であるということである。両役人は、小田原藩の地方支配を担う掛り代官²⁰⁾とは異なり、従来の願書の宛名には見えなかった役人である。こうしたことから、新規に産物の流通統制や生産奨励を担うための役所(国産方役所/後述)と役人が設けられていった可能性が高い。

この時期、藩主忠真が「国産国益」政策を推し進めていく背景には、どのような意図があったのだろうか。先行研究に学べば、明和期の危機的な藩財政の状況から、前藩主の忠顕の代(明和七年~寛政八年)には、年貢増徴

願人	宛名	備考	出典
府川村佐五右衛門、府川村役人(奥書)			文化8年12月「覚」(『神奈川県史 資料編五 近世二』、神奈川県、1972年、727～730頁、No.212、小田原市府川 稲子正治家文書)
松田惣領村・萱沼村・大寺村の漆仲買、各村村役人(奥書)	伊藤栄助・永田藤蔵(掛り代官)	本文【史料1】として引用。	文化8年12月「乍恐以書付奉願上候御事」(漆中買問屋復活願)(萱沼 安藤家文書、諸産業3、神奈川県立公文書館寄託)
新屋村名主与五兵衛、新屋村役人(奥書)	宮沢五右衛門・須藤佐次右衛門(国産方役所役人)		文化8年12月「乍恐以書付奉願上候御事」(『神奈川県史 資料編五 近世二』、神奈川県、1972年、730～731頁、No.213、小田原市府川 稲子正治家文書)
狩野村百姓儀左衛門	宮沢五右衛門・須藤清治右衛門(国産方役所役人)	史料には年代を示す「文化8年12月」の部分が消され、「文化9年12月」と加筆されているが、文章の内容から判断し、「文化8年12月」に作成されたものと判断した。	文化9年12月「乍恐以書付奉願上候御事」(狩野 加藤頼一家文書、『南足柄市史』編纂時の紙焼き資料を使用、南足柄市郷土資料館蔵)
御米屋 権兵衛	町御年寄中		文化9年1月「乍恐以書付奉申上候御事」(『神奈川県史 資料編五 近世二』、神奈川県、1972年、732～731頁、No.214、小田原市本町 小西正通家文書)
		申し渡し自体は、文化3年(1806)に出される。	文化9年11月「酒造之儀二付被仰渡候趣」(『神奈川県史 資料編五 近世二』、神奈川県、1972年、320～321頁、No.70、小田原市府川 稲子正治家文書)
東山家九ヶ村役人	赤木龍左衛門		文化9年11月「酒造被仰出候控(付酒小売商売願)」(小田原 高野家文書、小田原市立図書館寄託)
		この史料には、享和3年の暮～文化12年3月までの出来事が記録されている。	享和3年11月「永代村中年時記帳」(『御殿場市史史料叢書2 山の尻村の「名主日記」』、御殿場市史編さん委員会、1977年、173頁)
小田原一丁田町 伊助・平蔵		木地細工の具体例として、榎丸善・盆・平類菓子盆等が挙げられる。	文政元年5月「為取替証文之事」(『御殿場市史 3 近世資料編』、1976年、642～643頁、No.16-26、御殿場市中畑 山田武家文書)
府川村大吉・富右衛門・吉五郎、府川村役人(奥書)	国産方役所		文化14年12月「乍恐以書付奉願上候御事」(『神奈川県史 資料編五 近世二』、神奈川県、1972年、740～741頁、No.220、小田原市府川 稲子正治家文書)

表1 文化期における領内産物の「国産国益」政策

通し番号	年代	産物	形態	内容	趣意(史料文言)
1	文化8年12月	信州種馬	願上	信州種馬の購入を計画する。	「御上様江御益之儀并ニ佐五右衛門徳分之儀」
2	文化8年12月	漆液	願上	新たな漆仲買を認めないでほしい、もし認めるのであるなら、その元に組み込んでほしいという願い出る。	「此度国産国益之儀何事ニ不依心附御座候ハ、奉申上候様村役人共申付候ニ付、乍恐私共奉申上候」
3	文化8年12月	毒荏	願上	酒匂川兩岸に毒荏一万本の植付を願い出る。	「此度国産国益之御趣意被 仰出候ニ付、乍恐私義存申候段左ニ申上候」
4	文化8年12月	線香	願上	これまで他国より買入れていた線香を当地にて製造を行いたいと拝借金を願い出る。	「此度御主意被 仰出候ニ付、私存附候者、是迄他国ヨリ買入候線香之儀、此度御当地ニ而出来仕候様相目論見申度奉存候」
5	文化9年1月	米	願上	米問屋への取り立てを願い出る。	「問屋無御座候而者自分共之勝手計申聞、万事取締等無御座候ニ付」
6	文化9年11月	酒	被仰出	下り酒、他領酒売買の禁止を確認する。	「去ル寅年(文化3年)国益并儉約之ため、下り酒・他領酒売買致間敷旨、然ル上者酒造人共儀茂右之趣相心得、元仕込等致勘弁年中相保候様可致」
7	文化10年	酒	願上	酒商売人の差し止め/村役人による酒商売の独占を願い出る。	「御他領境ゆへ他領村々振合を見習ひ人之気悪敷添増困窮相嵩」
8	文化11年12月	楮	被仰付	楮苗木の仕立てを命じられる。	「小田原御殿様、大坂表より楮苗木御領分村々小前百姓中江当戌年より来ルとら年迄五ヶ年之間くれ候て、仕立為致候」
9	文化13年	木地細工	不明	木地細工の一手買い請けを行っていたことを物語る。	「去ル子年拙者共方へ一手ニ買請商売致度由相欠合」
10	文化14年12月	真木・薪	願上	小田原竹花町・山角町辺りへ真木納屋2ヶ所の設置を願い出る。	「山附村々作間儀ニ伐出シ候真木・薪之儀、日用之品ニ御座候得者、御当地ニ而年中入用大双之儀ニ御座候」

政策が推し進められた。忠顕は、田方反取り額の一齐引き上げや、安永二年（二七七三）の地押し改め、寛政六年（二七九四）には各等級別の反取り額を固定化する定免制を導入するなど年貢収量の増額を図った。相模・駿河・伊豆の城付領分の年貢は、忠顕襲封以前の宝暦五年（明和六年）までは一万五〇〇石程度であったが、寛政末年には二万七〇〇石程度まで上昇する⁽²¹⁾。こうした年貢増徴政策がある一定の到達点を迎えた中で藩主に就任したのが、忠真であった。これ以降、城付領の年貢収量はしばらくの間、頭打ちとなりほぼ横ばいとなる。そうした中で、忠真は改革を迫られた。そこで、彼は年貢増徴政策に抛らない新たな藩財政補填策として「国産国益」政策に取り組み必然性が生まれたのだと考えられる⁽²²⁾。

管見の限り小田原藩が最初に流通統制を行った国産物は漆液であった。次に実際の史料をみていく中で、従来の小田原藩領域における漆液の流通の在り方を探り、在村漆仲買らの主張から漆液の流通統制が行われる初発の段階をみていきたい。

(二) 漆液の流通統制の開始

藩当局による漆液の流通統制が企図されたのは、文化八年（一八一二）一二月以降のことであった。

【史料一】

(本紙)

乍恐以書付奉願上候御事

一 此度国産国益之儀何事ニ不依心附御座候ハ、奉申上候様村役人共ハ申付候ニ付、乍恐私共奉申上候者御領分之内漆取之者共ハ中買仕江

戸表問屋方江数年来漆商売罷在候処、此度漆商売不仕候者茂漆商売仕度段、御願申上候様奉承知候、左候而者万一外々江漆問屋之儀被仰付候而者私共甚夕難渋仕、殊ニ数年来右商売仕、手附金等相渡し置候得者迷惑仕候間、何卒私共江中買問屋之儀被仰付被下置江戸問屋仕切明白ニ取計、御上様江相当之御益可奉差上与存奉候間、御慈悲ヲ以私共江中買問屋被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、万一中買問屋之儀御聞済無御座候ハ、御手先ニ成共、右漆之儀取計仕候様是亦奉願上候、右奉願上候通被仰付被下置候ハ、難有仕合存奉候、以上

文化八年辛未年十二月

松田惣領 願主 清右衛門[㊦]

萱沼村 同 万右衛門[㊦]

大寺村 同 友 八[㊦]

伊藤栄助様

永田藤蔵様

前書之通松田惣領清右衛門・萱沼村万右衛門・大寺村友八奉願上候通相違無御座候、奉願上候通被仰付被下置候ハ、私共迄難有可奉存候、以上

文化八年辛未十二月

松田惣領 名主 三郎左衛門[㊦]

…(組頭・百姓代連印略)…

萱沼村 名主 弥惣兵衛[㊦]

…(組頭・百姓代連印略)…

大寺村 名主 銀左衛門[㊦]

伊藤栄助様

永田藤蔵様⁽²³⁾

(別紙)

私共義是迄右商売仕来候付、年々手附等も相渡シ置候事ニ御座候得ハ、外々被仰付候而ハ甚迷惑仕候間、私共へ中買問屋被仰付被下置候様奉願上候、猶又私共へ難被仰付外々被仰付候儀ニ御座候ハ、其者荷主ニ被仰付被下置候ハ、往々渡世相続仕難有仕合可奉存候

【史料1】は、文化八年一二月、松田惣領、萱沼、大寺の各村の在村漆仲買から掛り代官の伊藤栄助・永田藤蔵へ出された願書である。

そもそも従来の漆商い(漆液の販売)は、「御領分之内漆取之者共中買仕、江戸表問屋方江数年来漆商売罷在候」と、在村漆仲買が領内の「漆取之者」＝漆掻子から漆液を購入し、それを江戸の漆問屋のもとへ送るという経路をとっていた。実際こうした周辺の村々から漆液を買い集め、それを江戸に送っていた在村漆仲買の事例として、相模国足柄上郡の柳川村⁽²⁴⁾文化期当時幕領の与兵衛や松田惣領村(小田原藩領)の例を挙げることができ。柳川村の与兵衛は、明和期ころから漆木の取引を周辺の村々で行っており、この辺りで漆液が商品として流通していたことがわかっている。与兵衛は文化期だけでも、約三〇〇〇本余りの漆木を取り扱い、漆商売を手広く行っていた。彼は、自身で立木漆を買い付け、契約を結んだ漆掻子にそれを掻き取らせて漆液を得たり、周辺の漆掻子へ「漆元代金」(＝漆掻子が漆木を買い入れる際の資金)を貸し付け、見返りに漆液にてそれを返済させたりする方法で、漆液を集めていた。柳川村はこの時期幕領でありながら、与兵衛は小田原藩領の村々とも広く関係をもち、集荷した漆液を江戸

…(組頭・百姓代連印略)…

の漆問屋などへ販売した。

また、柳川村のみならず、周辺の村にも在村漆仲買が存在したことを実証する史料が残されている。一例として、【表2】から松田惣領村における在村漆仲買の動向を見ておきたい。【表2】は、文化五年における在村漆仲買による漆木の買い入れ状況を示したものである。表から一〇七本までの漆木の取引を行っていることがわかり、漆木の売り主の居村として、「中町や」(松田惣領村の小字)、「神山」(隣村)などと書き上げられていることから、同村内また周辺村落から漆木を買い集めていることがわかる。こうした松田惣領村の在村漆仲買は、文化五年だけでも合計一二五一本もの漆木の取引を行っていた。こうした在村漆仲買の実態は柳川村の事例とも似通っており、西相模一帯には他にも広く漆仲買が存在していたことが見込まれる。

【史料1】の内容に立ち戻ろう。こうした状況の中で、この度藩当局から領内へ「国産国益」に関する意見が求められ、従来漆商いを行っていた者まで漆商いを今後行いたいと願いだした。こうした申し出に以前から漆仲買を行っていた者たちは「外々江漆問屋之儀被 仰付候而者私共甚々難渋仕」と、外の者へ「漆問屋」⁽²⁵⁾を任せられるような事態を懸念しつつ、その代わりに「江戸問屋仕切明白ニ取計、御上様江相当之御益可奉差上」と、従来からの取引先であった江戸の漆問屋との関係性を強調しながら、藩当局へ相当の利益を供与することを約束している。また、従来の在村漆仲買は、もしも他の者へ漆仲買を命じられた時の処置も考えている。それは、「私共へ難被仰付外々被仰付候儀ニ御座候ハ、其者荷主ニ被仰付被下置候」と、「荷主」としてその体制へ組み込んでもらいたいという。「中買・問屋之儀御問済無御座候ハ、御手先ニ成共、右漆之儀取計仕候様是亦奉

表2 文化5年(1808)の松田惣領村における在村漆仲買の漆木買入状況

本数(本)	買請金	売主氏名	備考	本数(本)	買請金	売主氏名	備考
96	1分3朱	七左衛門		16		甚蔵	宮ハ
15		儀左衛門		47		平次左衛門	
3	100文	紋右衛門		4		元八	
1		万兵衛		2		彦左衛門	
20	800文	辰右衛門		13		源左衛門	
9	6匁25文	吉右衛門		13	2朱	佐右衛門	
114	3分	儀右衛門		7		八左衛門	
44	2朱	清蔵		8		利兵衛	
39		忠右衛門		6		喜右衛門	
30	400文すむ	儀左衛門	中町や	6		態治	
8		■兵衛		13	小米かへ	新八	
5		市郎兵衛		22		佐与七	
5	400文	金治		13	415文	伊八	
4	200文	嘉兵衛		5	200文	佐平治	
5		忠蔵		12		久右衛門	
7		勘左衛門		11		半蔵	
11		儀左衛門		3		平右衛門	
11	■百三拾文	態右衛門		2		吉治	
6		勇治		29	500文	源蔵	
3		五郎左衛門		8		上同人	
3		源助		4		上同人	
18	2朱	勘左衛門		9		久右衛門	
20	800文すむ	喜兵衛		3		幸	
7	232文	喜右衛門		5		金七	
69	630文・3朱	源助		8		伴七	
46		弥五右衛門		4		武左衛門	
6		金蔵		9		治七	
51		忠右衛門		11		兼兵衛	
29	3朱と133文	銀兵衛	内7本小米かへ	13		儀助	
5		武左衛門		4		■七	
3	100文	半治		9		半平	
2	130文	市右衛門		9		惣七	
1		伊兵衛		107		仙治	
10		源助		7		伴蔵	神山
7	630文	態右衛門		2		幸八	
6	200文	半治		3	116文	平右衛門	
3		半治		20		(記載なし)	
4		市右衛門		13		(記載なし)	
4		松右衛門		4		(記載なし)	
11		徳右衛門		4		(記載なし)	
20		態治		2		(記載なし)	
合計本数				1251			

*文化5年5月「(漆木買入帳、他)」(松田惣領 中村家文書、No1、個人蔵)を基に作成。この史料は、一つの封筒に4点の異なる史料が納められており、本表作成に用いたのは、表紙に「文化五年 五月 漆買入帳」と書かれ、裏面に「松田惣領 清水伊左衛門」と記載されたものである。売主が右同人等と記されている場合は売主欄を分け、本数のみ分かれている場合はまとめて本数を記載した。

願上候」とも述べており、従来通り漆商いへ少しでも関わる事ができるように懇願している。

この頃から小田原藩では、様々な「国産国益」政策を模索する中で、手始めに、領内で従来から生産が盛んであった漆液に目をつけ、その流通統制を図ろうと考えていたようである。流通統制を行うにあたって、旧来の流通経路が改編される恐れもあり、そのことに対して在村漆仲買は危機感を抱いていた。この領内の在村漆仲買による願い出がどのように処理されたのか、その子細を物語る史料は見つかっていない。おそらく後の史料などからは、こうした願い出に反し、この時新たに「漆問屋」が任じられ、漆液の流通統制を担っていったと考えられる⁽²⁶⁾。

一方で、漆液の流通統制にあたって、領内の在村漆仲買よりもさらに問題となったのが、領内の村々と関係をもった漆仲買が「他領」に存在した場合であった。次にそうした他領の漆仲買の問題について分析したい。

二 他領漆仲買と漆液の流通統制

本章では、他領の漆仲買と小田原藩領内の村方百姓・漆掻子との関係性を分析し、そうした中で漆液の流通統制がどのように展開されたのかを考察したい。

なお、今回取り上げる事例は、東山家^{ひがしやまが}と呼ばれる地域的なまとまりを有した村々の動向である(図1を参照)。こうした村々のまとめりは、文化期にすでに「組合村々」などという表現で現れてくるが、実際にこうした単位が支配の末端に位置づけられるのは文政期以降のことであった⁽²⁷⁾。【表3】はこうした東山家に属した村々の一覧である。一瞥して、石高は数十石、

百数十石と少なく、田はわずかで畑作を中心とした村々であることがわかる。農間稼ぎには薪取りや炭焼きを行っていた。こうした村々において現金収入を得るため、一部の百姓が、畑の畔などに漆木を植栽し、それを漆仲買へ売り、またその一部が漆掻子として漆仲買と関係を持っていた。

(一) 他領漆仲買と領内村々

小田原藩が漆液の流通統制に乗り出す中で問題として挙がってきたのが、他領漆仲買と領内村々との関係性であった。具体的な内容を【史料2】から確認しておこう。

【史料2】

乍恐以書付奉願上候御事

一 此度私共村々ニ御座候漆之儀

御上様分中買方江売木仕候様ニ被仰付奉畏候、然ル所私共組合村々之儀是迄漆木売木仕候者、御領分松田辺其外中郡并近在分罷越候而、相對直 段合宜敷方江五ヶ年或者拾ヶ年宛年季ニ相談仕売木申候、尤壹ヶ年切ニ売木仕候茂御座候所、連々困窮之御百姓自然与問屋方江借越ニ相成申候ニ付当年

御上様分被 仰付中買ニ売木仕候而者一同差支相成申候、尤壹ヶ年切売来候者迄少々宛之借越茂御座候処、年季ニ売置候者者問屋方へ申談難相立候、右ニ付漆取候者者不及申上、一同小前之者迄大難渋仕候、乍恐御他領問屋江借越仕候端金別紙ニ仕奉御覧入候、依之何卒当年分拾ヶ年之間只今迄之通り、売木仕度御年延奉願上候、尤拾ヶ年相立候ハ、被 仰付次第中買之者売木ニ可仕候、右拾ヶ年之

参考史料
文政6年3月「村鑑」(萱沼 安藤家文書、冊村況5、神奈川県立公文書館寄託)。農間稼は天保5年8月「地誌御調査上帳写」(同、冊村況7、同)より補足した。人数は明治4年12月「相模国足柄上郡萱沼村明細帳」(同、冊村況10、同)より補足した。
天保5年8月「地誌調下書」(『小田原市史 史料編 近世Ⅲ藩領Ⅱ』、小田原市、1990年、814～818頁、No.326、小田原市立図書館所蔵文書)。
宝暦6年「相模国足柄上郡中山村子之年一紙目録」(中山 川口家文書、近世No.6、個人蔵)。備考は年未詳「記」(中山 川口家文書、未整理、個人蔵)より補足した。
天保5年8月「地誌調書上帳」(虫沢区有文書、冊村況8、虫沢自治会所蔵)。人数は延享3年1月「村鑑帳」(同、冊村況4、同)より補足した。
文化14年3月「組合村々高扣帳」(萱沼 安藤家文書、冊土地11、神奈川県立公文書館寄託)。家数は、安政2年1月「小田原藩主 大久保加賀守之録(禄)高明細書」(『小田原市史 史料編 近世Ⅲ藩領Ⅱ』、小田原市、1990年、41～78頁、No.1、小田原市曾我谷津 長谷川範家文書)より補足した。
天保5年8月「地誌御調査上帳」(飯田弥十郎氏所蔵資料、冊No.6、個人蔵)。人数は嘉永2年「相模国足柄上郡土佐原村切支丹宗門御改御帳」(『松田町の古文書抄』、松田町教育委員会、2007年)より補足した。備考は明和3年11月「戌年御物成可納割付之事(土佐原)」(飯田弥十郎氏所蔵資料、状No.2、個人蔵)より補足した。
文政6年3月「相模国宇津茂村村鑑帳」(宇津茂 大館家文書、No.48、個人蔵)。なお、延享3年(1746)の村鑑を書き写したものの。
享保10年7月「相模国足柄上郡八沢村鑑書上ケ帳」(『秦野市史 第二卷 近世史料一』、秦野市、1982年、197～201頁、No.32、小田原市小船 船津常治家文書)。
享保10年6月「相模国足柄上郡三廻辺村鑑帳」(『秦野市史 第二卷 近世史料編一』、秦野市、1982年、209～214頁、No.35、小田原市小船 船津常治家文書)。

内ニ御他領問屋向借金取片付申候様出精可仕候、且又御他領之儀御座候得共、借越速ニ返済不致候ハ、何程之儀ニ相及可申哉、難計奉存候ニ付、右奉願上候通、拾ヶ年之間年延被 仰付被下置候様奉願上候、御慈悲ヲ以右奉願上候通り被 仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

文化九壬申年正月

萱沼村 名主・役人
 弥勒寺村 名主・役人
 大寺村 名主・役人
 土佐原村 名主・役人
 虫沢村 名主・役人
 三廻部村 名主・役人
 八沢村 名主・役人

伊藤栄介様
 永田藤蔵様²⁸⁾

【史料2】は、文化九年(一八二二)正月、東山家の七ヶ村の名主・村役人から掛り代官の伊藤栄介・永田藤蔵へ出された願書である。

表3 東山家一帯の村々

村名	石高	家数(軒)	人数(人)	農間稼	備考
かやぬま 萱沼村	115石7斗5升4合	38	214	薪取・炭焼	田方1町2反8畝24歩、畑方23町7反8畝3歩
みろくじ 弥勒寺村	146石8斗9升	55		鍛冶炭焼	田方2町3反8畝18歩、畑方25町9反9畝13歩
なかやま 中山村	41石6斗3升8合	21	94		田反別3畝歩、畑反別13町2反3畝23歩
むしざわ 虫沢村	122石4斗3升4合	53	276	鍛冶炭・堅炭焼	田方2町8反3畝歩、畑方20町4反9畝9歩
おおてら 大寺村	110石6斗2升3合	36			田方8反8畝1歩、畑方21町7反26歩
とさぼら 土佐原村	28石3斗5升9合	16	54	鍛冶炭・堅炭焼	反別6町1反11歩皆畑
うづも 宇津茂村	41石4升3合	25	108	薪取・鍛冶炭焼	「畑方斗ニ御座候ニ付、御年貢永ニ而御上納仕候」
はっさわ 八沢村	196石7斗9升3合	49	237	杵わらじ・蒔かます	田高37石3斗9升3合、畑高159石4斗
みくるべ 三廻部村	160石7斗2升3合	48	212	薪取	田高47石5升7合、畑高113石6斗6升6合

* 文化期に近い年代の村方に残された村明細帳に類する史料を用いた。適宜、内容を補足している。なお、参考史料に用いた原史料の文書番号は、『神奈川県史資料所在目録—松田町—』第21集(県史編集室、1971年)、『松田町古文書所在目録』(松田町教育委員会、1980年)による。

従来、漆木の取引は、「御領分松田辺其外中郡并近在分罷越候而、相對直段合宜敷方江五ヶ年或者拾ヶ年宛年季ニ相談仕売木申候」と、松田(図1)を参照。松田惣領村や松田庶子村の辺り)や中郡周辺から在村漆仲買が来村し、村方百姓は、相對で値段の良い方へ五年もしくは一〇年で漆木を売っていたという。この頃、柳川村の与兵衛は四七七年で漆木を年季買っていた事例なども考えれば、こうした慣例が村方と在村漆仲買との間には出来上がったのだらう。³¹⁾ 百姓の中には、一年季という短い年季でも売木をする者があり、生活に困窮をしている百姓は、自然に、漆「問屋」³²⁾に多くの借金をしていたことがわかる。

こうした村方の実態があるにも関わらず、今回藩当局から命じられた新たな漆仲買へ漆木を売ってしまったは「一同差支相成申候」という。その理由は、①一年季売りを行っている者まで、在村漆仲買に対し少しばかりの借金があるということ、②漆木を年季で売っているためすぐに藩側の指示通り動いてしまつては年季契約違反となつてしまい、在村漆仲買へ申し分が立たないこと、の二点である。

そこで「申年分拾ヶ年之間只今迄之通り、売木仕度御年延奉願上候」と当年から一〇カ年(文政五年まで)の施行猶予期間を設けるよう「年延」を申し入れている。一〇カ年の後に、要望通り領主から命じられた漆仲買へ売木を行うことを約束し、「御他領問屋向借金取片付申候様出精可仕候」と、それまでに「他領問屋」に対する借金を片づけるよう取り計らうと述べている。³³⁾

ただ、ここで重ねて村役人が心配しているのは、漆木を年季売りしていた相手である漆仲買が「他領」に属するということであった。漆仲買が「他領」であるからこそ生じてしまう問題に関しては後述する。



図1 相模国における東山家一帯

* 拙稿「小田原藩生産方役所による炭の流通統制と地域社会の動向」(徳川林政史研究所『研究紀要』51号、2017年、『金鯢叢書』44輯に所収)の図2を加筆・修正した。丸印のついた村は文化期当時幕領だった村々である。それ以外の村は小田原藩領の村々である。点線で囲まれた部分は、文化期にまだ正式には名乗っていないものの、組合村としてまとまりを有していた地域である。

【史料2】では、村方の百姓と他領漆仲買との関係が取り沙汰されていたが、次に考察する【史料3】では加えて村内の漆搔子も他領漆仲買に対して多分の借金がある旨が述べられている。【史料2】から一か月後に作成されたもので、事の経過を知ることができる。

【史料3】

乍恐以書付奉願上候御事

一私共村々漆一件之儀ニ付御年延之儀先達而奉願上候処段々厚御理解被 仰聞奉恐入候、右ニ付、私共種々考証仕見候処、畢竟是迄搔子共身分不相応之借入金在之候ニ付、不奉願恐ヲ御願奉申上候儀ニ御座候、依之一同相談之上奉願上候者、右搔子共借入金取調帳面高分余分ニ御金無利御拝借被 仰付被下置候ハ、乍恐私共御引請仕取始末可仕候、且御返上納之儀者拾五ヶ年御年割ニ被 仰付被下置候様奉願上候、猶亦漆木代之儀者、御定之御利足ニ而其時々御願申上御拝借仕度是亦奉願上候、然ル上右搔子共ニ漆取溜為致、私共方

江取集

御上様江可差上上候、右ニ付候而者中買方江漆搔子共ハ一切差出不申

候様 御威光ヲ以被 仰付被下置候様奉願上候、右奉願上候通被

仰付被下置候ハ、一同難有仕合可奉存候、以上

文化九壬申年二月⁽³⁴⁾

【史料3】からは、漆液の流通統制にあたり、村方で「考証」した結果、「搔子共身分不相応之借入金在之」と漆搔子に身分不相応の借金があるということが判明した。【史料2】では主に、百姓が他領漆仲買へ借金があること、彼らが漆木を年季売りしてしまっていることが問題とされたが、村方が熟慮の末もつとも懸念したのは、他領漆仲買と漆搔子との関係で

あった。そのため、村方は次のように三点の要求を提示する。①「借入金取調帳面高分余分ニ御金無利御拝借被 仰付被下置候」、②「御返上納之儀者拾五ヶ年御年割ニ被 仰付被下置候様奉願上候」、③「漆木代之儀者、御定之御利足ニ而其時々御願申上御拝借仕度是亦奉願上候」である。内容を要約すると、①借金の取調べ帳面⁽³⁵⁾よりも多くの無利息の拝借金を必要としており、②その返済については一五カ年の年賦返済を要求している。また、③以後漆搔子が漆木を買い集めるための資金「漆木代」(「漆元代金」と同義)をお定めの利息でその都度拝借できるよう願っている。そうすれば、今後漆搔子へ漆液を搔き貯えさせておき、村役人から藩当局へ漆液を差し出すと約束している。

続いて文化九年四月に出された願書である【史料4】からは、他領漆仲買が漆搔子の借金問題に関してなかなか納得を示さない様子と、その対応のため、村役人らが再三、藩側に対して拝借金を要求する様子が窺える。

【史料4】

乍恐以書付奉申上候御事

一私共村々漆取之者共問屋方ニ而多分借入金在之候趣ニ付、格別之御慈悲ヲ以右小前借用之分御金御拝借可被 仰付候間、金主方江私共遂欠合無心申入、金高ニ応減少又者年賦等ニ仕相片付遣候様御理解被 仰聞候

此儀右漆棧⁽³⁶⁾仕候者共者、銘々目徳茂無御座、極貧之者ニ御座候得者、御拝借被 仰付候而茂御返上納之節、何程ニ可有御座哉難計奉恐入候、万一其節右御返上納ニ而差支、家出仕候者御座候而者、御大切之儀ニ奉存候、殊ニ金主方江及欠合申候処、熟談不仕候、此訳者金主方ニ而茂是迄年来取引仕候搔子共之儀ニ御座候得者、此度右借金返

濟仕候上者、問屋株減候ニ付何分熟談不仕候、縦少々減少仕具候由
茂前書奉申上候通身元不宜候者共江、御大切之御金苦易ニ貸附仕候
儀奉恐入候、依之先達而奉願上候通被 仰付被下置候様仕度奉願上
候、此段乍恐以書付奉申上候、以上

文化九壬申年四月

弥勒寺村

名主 市郎兵衛

虫沢村

名主 宇右衛門

萱沼村

名主 六郎右衛門

大寺村

組頭 小平次

土佐原村

組頭 的 蔵

三廻部村

百姓代 善 蔵

八沢村

名主 治郎右衛門⁽³⁶⁾

ここでも一貫して【史料3】でみた通り、最重要の懸案事項であった
「漆取之者共問屋方ニ而多分借用金在之」ことが述べられる。そして藩側
に「格別之御慈悲ヲ以右小前借用之分御金御拝借可被 仰付候」と漆搔子
の借金の返済を拝借金という形で融資するように願ひ出ている。そして、
村役人らは他領漆仲買のもとへ借金に応じ減免もしくは年賦にての返済は

できないかと交渉にあたったことがわかる。しかし、他領漆仲買は、これ
まで長年取引を行ってきた漆搔子たちの借金を返済されてしまつては、自
身の得意取引先がなくなつてしまうという理由から、交渉は上手く運ばな
かった。なお、村役人は、漆搔子を「目徳^(マコ)茂無御座、極貧之者」と表現し、
藩側から拝借金を受けたとしても返済に関してはどうなるかわからないと
述べつつも、先の願書にあつたような要求が通るように懇願している。

このような事態が大きく進展を見せるのが文化九年の六月のことである。

【史料5】

乍恐以書付奉願上候御事

一先達而御願奉申上候私共村々漆取之者共問屋替之儀ニ付、国産方御
役所様江度々被召出御理解御座候間、搔子之もの共右問屋方は迄
之下り金之儀年賦或者歳金等ニ手を尽再応相願候得共中々承知不仕
候、乍併

御上様御趣意ニ御座候間何卒往々御趣意相立候様仕度奉存候ニ付、
此上拾ヶ年は迄之間屋江漆為差出、熟談之上面々借金相片付、拾
壹ヶ年目迄被仰付候通り取計仕度段先達而願書奉差上置候処、御信
用無御座、右願書御理解之上御下ケ可被遊段被仰聞奉恐入候、何分
右願書面之通拾ヶ年御用捨被成下置候様一同奉願上候、尤国産方
御役所様分右問屋共方へ御欠合被下置、年賦又者元歳等ニ可被成下
置候趣ニ茂被 仰聞難有承知奉畏候、可相成儀ニ御座候ハ、右御役
所様御賢慮を以熟談内済仕候得者私共村々相助り無此上茂難有奉存
候、乍併御他領之儀ニ御座候得者、万一熟談不仕出訴ニ茂相及候節
者、搔子之者共并私共被召出永々江戸詰仕候節、困窮之私共御田地
等手入等茂不行届、家内之経営者不及申上ニ御年貢上納ニ茂差支可申

哉茂難計奉畏入候、殊ニ搔子共之儀者何れ茂田畑茂所持不仕、御百姓
一通りニ而者渡世茂難相成、依之漆取仕候得者其日之立前相当り、又
者極月ニ相成諸役銭或者年取米代金等者問屋方江相歎キ、多分借用在
之候上ニ茂不得止事無、心申入、其蔭ヲ以越年仕来候振合者共御座候
得者、右出訴等ニ相及候節壹銭之才覚茂出来不仕、第一江戸詰中親
妻子及鶴命可申形ニ御座候、尤諸入用金等右御役所様へ被下置候連
茂、前文奉申上候通、留守中家内之営等ニ差支可申難ケ敷奉存候、
是迄再応御理解被仰聞候得共、右搔子共問屋方借用金之儀者、一旦
露命を繋キ候恩借故歟、甚々手強キ挨拶而已申聞愚昧之私共術計
尽、此上可手寄手蔓茂絶、途方ニ暮罷在候、御憐愍之御慈悲ヲ以拾ケ
年御宥免之程一同奉願上候、右奉願上候通御聞濟被成下置候ハ、
漆取之者共者不及申上ニ私共迄難有仕合奉存候、以上
文化九壬申年六月

組合九ヶ村村々

名主

役人

掛り

大官宦様(マ)

【史料5】は、東山家九ヶ村の村役人から掛り代官へと提出された願書の写しである。東山家の村役人らが、再度拝借金を願ひ出るとともに、他領漆仲買と漆搔子の関係性についても述べている。

先の【史料2】～【史料4】の確認になるが、まず史料の内容を確認しておこう。今回漆搔子の者たちへ「問屋替」(従来の漆仲買から新規の漆仲買へ漆液を販売すること)が申し渡された。これは、小田原藩による漆液の流

小田原藩領の村々と漆液の流通統制

通統制が始まったことを指している。また同月の別の史料では「御上様御趣意ニ付、御領分中漆他領江差出候儀、御差留被遊趣被仰渡」⁽³⁸⁾とあり、他領への漆液流通の差し止めが命じられた。しかし、今まで漆搔子たちは他領漆仲買へ借金を融通してもらってきており、容易に漆液の流通統制を行うことはできなかった。なんとか他領漆仲買との「手切」⁽³⁹⁾を実現するため、年賦での返済の提案等、様々手を尽くしたが、他領漆仲買はなかなか承知しなかったことがわかる。一方で、今回の件は、「御上様御趣意」であり、村方でもなんとか「御趣意」が立つように取り計らいたいと考えていた。

そこで、【史料2】の願書の通り、一〇カ年の猶予の間に借金を片付け、一一年目から「被仰付候通り取計」つもりであったが、「御信用無御座」、「右願書御理解之上御下ケ可被遊」と信用がなく、先の願書が取り下げられてしまった。そこで、再度、村役人らは「何分右願書面之通拾ヶ年御用捨被成下置候」と願ひ出ている。

一方、最大の懸案事項であった他領漆仲買の件で、国産方役所がその元へ赴いて年賦等の返済方法を交渉していると聞き、安堵している。また、あわよくばその過程で「内済」してくればと心情を吐露している。ここを出てくる「国産方役所」とはこれ以降産物の流通統制・生産奨励の中心となった小田原藩の役所である。【史料5】は「国産方役所」という文言が出てくる初見であり、後掲【史料6】(文化九年四月作成)にも「当御役所」と出てくる。「国産方役所」は、文化八年一二月以降領主による「国産国益」政策の展開に伴い、文化九年四月までの間に設立されたものと考えられる。しかし、【史料5】の願書が従来通り掛り代官宛てに提出されていることから、機構の整備は未だ不十分であったことがわかる。な

お、国産方役所の初期の役人は、先に名前を挙げた宮沢五右衛門と須藤清次右衛門であった。

しかし、このような藩側の対応に対して、村方は漆仲買が「他領」であることに憂慮の念が堪えない。それは、もし出訴になった場合、他領であるがゆえに、漆搔子と村役人は江戸の評定所まで出向かねばならず、田地の手入れはもちろん、生活に支障を来し、年貢の上納すら危ぶまれるという理由からであった。

また、この史料では、漆搔子の実態を次のように描写している点も興味深い。漆搔子とは、まず田畑も所持せず、百姓の生活のみでは生計の立てられない者であり、年末になると諸役銭や年取米の代金等も他領漆仲買に歎き、多大な借用をし、そのおかげで年を越すことができる者であるという。さらに、もし出訴に及べば「老銭之才覚」もなく、江戸に詰めるということになれば、親・妻子ともども命が危うくなってしまふような者であるとす⁽⁴⁰⁾る。

また、こうした漆搔子らと他領漆仲買には、強固な依存関係も窺える。それは、次の一文からである。「右搔子共問屋方借入金之儀者、一旦露命を撃キ候恩借故歟、甚タ手強キ挨拶而已申聞愚昧之私共術計尽」。つまり、漆搔子らは借金を賄ってもらっているという恩から、村役人らへは反抗的な態度をとり、村役人らは、「此上可手寄手蔓茂絶、途方ニ暮罷在候」という状況であるという。

小田原藩による漆液の流通統制が実施されるにあたり、漆木の年季売りを中心に問題のあった「他領漆仲買―村方百姓」の関係のみならず、より依存関係が深刻な「他領漆仲買―漆搔子」の問題が懸案事項として持ち上がり、克服せねばならない問題として浮上していた。

(二) 他領漆仲買による借金問題の解決過程

ここでは漆液の流通統制が実施されるに伴い、先に見た「他領漆仲買―漆搔子」の関係がどのように解決されていくのか明らかにしたい。

【史料6】

乍恐以書付御伺奉申上候御事

先達而奉申上候他領漆問屋借金内済之儀、篠窪村清右衛門并林右衛門相頼候所、早来兩人夫々問屋共方江及欠合之処、問屋共方ニ而茂、彼是六ヶ敷申聞候得共、右兩人取類而再応及欠合候者、譬者借入金百兩御座候処、五拾両者右兩人江貴請、残金五拾両之内式拾五両者当金ニ而相認、式拾五両者新借用ニ仕、帳面為相改、此上漆之儀者六分通り当御役所様江奉差上、残り四分通り是迄之間屋江差出申候ハ、熟談内済茂相調可申哉二者御座候得共、右四分通り之金子出来可仕哉、其外取扱方何分無之旨、右兩人私共江申聞候得共、是迄段々奉申上置候通り、極貧之搔子共之儀ニ御座候得者、中々金子出来不仕候、依之不奉顧恐茂奉願上候者、右内済金無利御拝借被 仰付被下置候ハ、右兩人之者相頼内済仕度奉存候、尤借入金高之内、去午年以來格別之恩借等茂在之押平均半減ニ茂難相成趣茂御座候得者、彼是金百兩余茂無御座候而者熟談仕間敷旨、取扱之人共申聞候、尤右之金子御拝借被仰付候上ニ茂耽与落着可仕哉、難計趣申聞候、依之格別之御慈悲を以右御金御拝借被 仰付被下置候ハ、又候、右兩人相頼内済可仕哉ニ奉存候、然ル上者問屋共并搔子共私共迄聊故障之儀無御座候、此段乍恐以付御伺申上候、以上

文化九壬申年九月

弥勒寺村名主

惣代 市郎兵衛印

虫沢村

宇右衛門印

宮沢五右衛門様

須藤清治右衛門様⁽⁴¹⁾

【史料6】は、文化九年（一八二二）九月、東山家の弥勒寺村・虫沢村の名主から国産方役所役人である宮沢五左衛門・須藤清治右衛門へ出された願書の写しである。村方が「他領漆仲買―漆搔子」の借金問題について近隣の村に問題の取り扱いを頼み、解決を図ろうとする様子が窺える。この借金問題の解決を頼まれたのは、近隣の篠窪村（幕領）の清右衛門と林右衛門であった。彼らは「夫々問屋共方江及欠合之処、問屋共方二而茂、彼是六ヶ敷申聞候得共、右兩人取頼而再応及欠合候」と、他領漆仲買へ再三掛け合いに及ぶが、なかなか相手側の納得を得られなかったという。そこで、彼らは次のような提案を行った。①例えば借金が一〇〇両あったとして、五〇両は篠窪村の両名で引き受け、二五両は当事者で金子を用意し、残りの二五両は新たに借用し、帳面を改め、少しでも借入金を減らすこと、②漆液は、六分は国産方役所へ差し出し、残り四分は従来通り他領漆仲買へ渡すこと、の二点である。加えて、「極貧」の漆搔子であり、容易に金子を用意することもできないと考えられるので、無利息の内済金拝借を要求している。要求した金額は、一〇〇両余りと大部である。とにかく問題解決のために金子の用意が必要であった。

こうした村々からの要求について藩側も折れて、内済金の拝借が許され

た。そのことを示すのが【史料7】である。【史料7】は、文化九年一〇月、東山家の七ヶ村から掛り代官へと提出された願書の写しである。

【史料7】

乍恐以書付奉願上候御事

一私共村々漆取之者共御他領問屋ニ借入金之右ニ付取暖人立入、此度内済熟談相整候得共、兼々極貧之搔子共之儀ニ御座候得ハ、漆入金ニ差支無是非不奉願恐茂御拝借奉願上候処、格別之以 御慈悲、御金百両無利拾ヶ年賦御拝借被為 仰付、冥加至極無此上茂難有仕合ニ存候、然ル処当春以来右御趣意漆之儀ニ付、毎度当 御役所様江被召出候節愚昧之私共之儀故、不束之御答等仕候儀共御座候へハ、御答茂可在御座候処、莫太之御憐愍を以不被為及御沙汰ニ誠ニ御厚恩之御上様分冥加之程恐入一同屈服仕候、其上当年之儀者村々漆搔溜貯置候様被 仰付候ニ付、搔子共江茂右之段申付置候得者、銘々日々艱難ニ差迫り、質入亦者売払候趣存外千萬奉恐入候所、是亦御赦免被成下置重々之仕合不一方御恵与難有奉存候、自今之儀者、搔子共江茂逐一申聞、成丈出情⁽⁴²⁾為仕漆取高相増候様、精々取計可申候、此上者御慈悲之程村々一同挙而奉願上候、以上
文化九壬申年十月

萱沼村

名主 弥 惣 次⁽⁴³⁾

弥勒寺村

名主 市郎兵衛⁽⁴⁴⁾

虫沢村

名主 宇右衛門⁽⁴⁵⁾

八沢村

名主 治郎右衛門^印

大寺村

名主 銀左衛門^印

土佐原村

名主 茂兵衛^印

三廻部村

名主 善左衛門^印

宮澤五右衛門様

須藤清次右衛門様⁽⁴³⁾

【史料6】でみたように、取扱人らが間に入り、交渉が首尾よく運び、内済となったことがわかる。この背景には、村方の要求に対し藩側が理解を示し、金一〇〇両を無利息一〇カ年賦返済で工面したことが大きく影響している。なお、村役人らは、今回の件で、何度か国産方役所へ呼び出されており、「不束之御答」をしたにも関わらず、お咎めがなかったことに感服している。また、当年から先にみた漆液の流通統制が始まり、漆掻子へも漆液は掻き溜めて貯えておくように伝えて置いたが、漆掻子は「銘々日々艱難ニ差迫り」、質入れや売り払いを行ってしまつたという。このことに対して村方は赦免されたため、感謝し、今後は、「成丈出情^(マ)為仕漆取高相増候様、精々取計可申候」と意欲をみせる。藩側の痛みを伴う内済金の拠出により、村方はどうかこの問題を内済へ持ち込むことができたのである。

なお、この「他領漆仲買―漆掻子」の借金問題解決に功績のあつた篠窪村の清右衛門と甚右衛門には謝礼として金一封が渡された。その謝礼金を

拝借するため、文化九年一〇月、東山家の七カ村の名主一同が藩側に願ひ出た願書が【史料8】である。

【史料8】

覚

一金

篠窪村

清右衛門

甚右衛門

右者此度漆内済相片付候ニ付、右世話人両人之者江謝礼仕度奉存候ニ付、無利御拝借御願申上候処、願之通被 仰付難有仕合奉存候、御返上納之儀者来ル酉十二月中急度御上納可仕候、依如件

文化九壬申年十月

萱沼村

弥勒寺村

八沢村

三廻部村

虫沢村

大寺村

土佐原村

右村々

名主印

宮澤五右衛門様

須藤清次右衛門様

前書之通国産方御役所様ニ而御拝借金仕、御証文奉差上候ニ付、此

段写書仕乍恐奉差上候、以上

文化九年壬申年十月

萱沼村
名主 弥惣次^④

弥勒寺村
名主 市郎兵衛^④

虫沢村
名主 宇右衛門^④

大寺村
名主 銀左衛門^④

土佐原村
名主 茂兵衛^④

三廻部村
名主 善左衛門^④

八沢村
名主 治郎右衛門^④

伊東栄助様
永田藤蔵様⁽⁴⁴⁾

史料には、東山家の名主らが藩当局から取扱人に対する謝礼金を受け取ったことが記されている。謝礼金は国産方役所から無利息で借用し、翌文化一〇年(一八一三)までには返済することを約束している。

ここで、村々が実際に領主から受け取った貸付金の内訳を虫沢村の事例を基に見ておきたい。⁽⁴⁵⁾【表4】では「他領問屋方内済金」として、合計

小田原藩領の村々と漆液の流通統制

表4 国産方役所による虫沢村の漆掻子への貸付金

金額	名前	質物(所在地)	証人	利分(返上納割合)
1両	栄蔵	山壺ヶ所(所者西嶺向栄蔵分)	喜右衛門	金2朱と銀1匁5分
2両	忠右衛門	長坂山壺所(分前杉共不残)	喜右衛門	金2朱と銀6匁
1両1分	喜右衛門	山壺ヶ所(所者右権左衛門分)	忠右衛門	金1分と銀3匁
2分	覚左衛門	山壺ヶ所(字名のう)	七左衛門	銀4匁5分
2分	六兵衛	山壺ヶ所(字名のう)	覚左衛門	銀4匁5分
2分	七左衛門	西嶺向山壺ヶ所	覚左衛門	銀4匁5分
2分	甚左衛門	柿ノ木平山壺ヶ所	八郎右衛門	銀4匁5分
2分	八郎右衛門	やすみ戸壺ヶ所	甚左衛門	銀4匁5分
4両	宇右衛門	記載なし	記載なし	金2分

*文化9年11月「漆一討貸附金質地控帳」(虫沢区有文書、横帳その他一般3、虫沢自治会所蔵)を基に作成。なお、史料は『神奈川県史 資料編五 近世二』(神奈川県、1972年)735～738頁 No.218に所収されている。

一〇両三分が漆掻子に貸し付けられている。「年ニ壺割半之利分、来ル西年(文化一〇年)今次ノ午年(文政五年)迄拾ヶ年」で皆済するよう指示され、毎年一一月国産方役所からの指示通り納付することが約束されている。もし滞るようなことがあれば、加判人(証人)が質地を引き取り、立て替えることも保証している。加判人となっている者は、多くが内済金を借りた者

で、相互に証人を務めていることもわかる。宇右衛門に証人がついていないのは、当時名主を勤めていたことによるものと考えられる。

加えて、漆搔子へは拝借金が渡されている。その内訳は、長左衛門、喜右衛門、安左衛門へそれぞれ一両ずつである。返金については、文化二二年までに漆液での返納が約束されている。利息については他の貸付金と異なり記載がないため、無利息での貸し付けであることがわかる。漆搔子にとって資金的な支えとなっていた他領漆仲買を失うことで、生活の足しにと拝借を許されたのであろうか。

また、「漆元入金」として十一月二十九日に二両、十二月一日に三両を借用し、合計金五両が十二月一日にそれぞれ漆搔子へ貸付けられている。内訳は、忠右衛門、喜右衛門、栄蔵、長左衛門、安左衛門へそれぞれ一両ずつである。「漆元入金」とは、【史料3】で村方からの要求にあったように、漆搔子が漆木を買い集める際に必要な資金のことである（「漆元代金」と同義）。その代金をもって、漆搔子は漆木の所持者から漆木を買い、大抵の場合、掻き取った漆液をもって直に借金の返済に充てた。こうした漆液での返納という方法は柳川村の事例でも確認できている⁴⁶。こうした従来通りの社会慣行を国産方役所も採用し返済方法を取り決めたと考えられる。この「漆元入金」は文化一〇年七月までに一割半の利息を加え、「搔潤漆」での上納を約束している⁴⁷。

こうして、村方の要求は大方藩側に受け入れられ、内済金、さらに「漆元入金」さえも藩側に捻出させることに成功した。こうして小田原藩による漆液の流通統制は他領漆仲買の問題を抱えつつもなんとかスタートを切ったのである。しかし、先の【史料7】で「御金百両無利拾ヶ年賦御拝借被為 仰付」とあったが、実際には、貸付金が年に「一割半」（一五％）

の利息が掛けられていたことには注意が必要である。もちろん拝借金として無利息で貸し付けられた金子もあったが、多くの漆搔子は利付の内済金を受け、「他領漆仲買―漆搔子」という関係から「国産方役所―漆搔子」という関係に再編成されていたことがわかる。これは「漆元入金」の貸付にしても同じである。ただ、柳川村の与兵衛は安永年間の事例であるが、「漆元入金」の利息は、年に「二割」であったことに対し⁴⁸、藩側は「一割半」の利息と安値であり、漆搔子にとっては多少なりともメリットがあったかもしれない。

また、こうした他領漆仲買による借金問題は、東山家一帯だけではなく、隣村でも起こっている。それを示すのが、平山村（現山北町）と谷ヶ村（現山北町）の両村から宮沢五右衛門、須藤清次右衛門に対して出された願書【史料9】である。

【史料9】

…（前欠）…

「出来候然ル」 「御」 「仰聞候者御

共申上候者右四人之漆」 「数年之儀故面々問屋方ニ借用金等茂

御座候趣及承候、然ル上者容易ニ問屋替仕候而茂何程ニ可在御座候哉難

計奉存候、此儀如様可仕哉之旨御申上候処、重治郎様被 仰聞候者

其儀外々ニ茂同様之振合可在之候間、取調之上可然様可致遣候間、御

請印仕候様達而被 仰聞候間、愚昧之私共存寄ニ者何連御同人様宜敷

御考弁茂可被成下与奉存、任御上ニ御請印仕候、然ル処去月上旬頃千

村忠左衛門罷申聞候者、是迄数年右漆取之者共荷物差出申処、此度間

屋替致候上ハ右四人之者共江金三拾六両三分余前貸御座候間、前金相

片付可申候、万一及遲滞候上者

御尊判頂戴相附可申趣申聞奉畏入候得共、漆取之者共儀右体借越等仕候程之困窮人共ニ御座候得者、中々以差当り一金之才覚茂出来不申候、依之此段先達而當

御役所様江右之段御歎奉申上候処、厚御理解被為 仰聞候得共、前文奉申上候通、忠左衛門方借金さへ相片付候上之儀ニ御座候得者被仰付次第何れ江成共荷物為差出可申候得共、右借用金相濟不申候上者万一出入等ニおよび乍恐

御上様江奉掛御苦勞可申儀茂難計奉畏入候ニ付、私共愚案ニ不落着當惑至極仕候依之格別之御慈悲ヲ以可然御賢慮之程一同奉願上候、以上

文化九年壬申年四月

平山村

名主 周 藏[㊟]

組頭 庄三郎[㊟]

同 七左衛門[㊟]

同 惣次郎[㊟]

百姓代 宗右衛門[㊟]

谷ヶ村

名主 谷 六[㊟]

組頭 金三郎[㊟]

同 政 吉[㊟]

百姓代 藤左衛門[㊟]

宮澤五右衛門様

須藤清次右衛門様[㊟]

小田原藩領の村々と漆液の流通統制

ここには、「外々ニ茂同様之振合可在之候」という一文が物語っている通り、在村漆仲買に漆掻子が多分の借入金を負う東山家と同様の状況が、他の領内でも起こっていることが窺える。ここでは千村忠左衛門なる者が、漆掻子四人へ三六兩三分余り貸付けており、「問屋替」に至って、そうした借金の返済を求めている。これに対し両村の村役人一同は国産方役所にことの解決を望んでいる。

(三) 他領漆仲買の具体的事例

本項では、上記で考察してきた他領漆仲買と漆掻子との関係性を具体的に考察する。先に見たいいくつかの史料では、他領漆仲買のことを「漆問屋」、「問屋」、「金主」、「他領問屋」としか書き残しておらず、その実像・実名はわからなかった。しかし、以下に示す史料から、先に東山家各村の漆掻子が借金をしていた相手の一人が、柳川村(幕領)の与兵衛であることが判明する。この与兵衛は、拙稿で明らかにした通り、この時期に活躍した⁵⁰⁾在村漆仲買の一人であった。

【史料10】は、文化九年(一八一三)十一月、東山家の五カ村(八沢、萱沼、虫沢、土佐原、三廻部)の名主・組頭から、柳川村の与兵衛に差し出された証文である。

【史料10】

一札之事

一御領主様御趣意ニ而、当申年ノ御領々之漆不殘御買上ニ被仰渡候ニ付、私共村々ノ申上候ハ、困窮之村方故漆元買金之儀者、所々漆問屋ニ而金子致借用、漆木買請年々商売仕、取味漆追々相送り、勘

こうした事情から、「御趣意茂相立、村方も相立候様可致旨被申渡候」と、藩側も、村方側も双方が成り立つよう命じ、村々では「無利足拾ヶ年賦之御拝借」を受けることとなった。これは【史料7】で見たように、藩側が無利息で金一〇〇両を貸し付けたことを指している。借金の返済については、【史料6】で取扱人の提案にあったように、借金の内、半分(五〇%)は破棄し、残りの四分一(二五%)は藩側からの拝借金、残り四分一(二五%)は来る酉年(文化一〇年)の漆液の買入れ資金を借用し、翌年の搔き取った「新味漆」から与兵衛のもとへ送り返済に充てることとなった。先に見た史料の通り、篠窪村の清右衛門と甚右衛門が仲介を務めている。また漆の取れ高の内、四分(四〇%)は従来通り与兵衛へ渡すことが決められた。

この取引の年季に関しては、来る亥年(文政一〇年・一八二七)まで一五年間⁽⁵³⁾はこの証文で領主へも通達済みであるという。他領漆仲買から漆搔子への貸付金に関しては、従来と比較し四分(四〇%)を貸付け、搔き取った漆の四分(四〇%)を受け取れば良いので、「無心置仕入金御出シ可被成候」と、その規模は縮小されたものの従来通り他領漆仲買と漆搔子との関係は年限付ではあるが、しばらくは維持された。つまり、文政一〇年までは小田原藩公認のもとで旧来の他領漆仲買との関係性が保たれたのである。

漆液の流通統制は、藩側による上からの急進的なものであったが、立木の年季買いや借金問題など「他領漆仲買―村方百姓・漆搔子」の問題が存在し、従来の地域社会が構築してきた関係性が障壁となり、段階を追ってでなくては、統制することができなかつたものと考えられる。

また、地域社会側では、実際一部で藩側への漆液の納入へ舵を切るも、完全な流通統制までは時間を要したことがわかる。つまり、しばらくの間漆搔子は他領漆仲買と小田原藩との複雑な二重の関係を持つ体制(漆液の納

入、前貸金など)へと組み込まれていったのである。

先に見た虫沢村の貸付金を借りている漆搔子と、与兵衛からこの時借金をした漆搔子は、栄蔵以外は一致しない。つまり、外にも他領の漆仲買がこの東山地域には進出し、村内の漆搔子と関係を結んでいたことがわかる。藩側からの内済金は、それらの諸関係の早期清算に充てられるはずであったが、実際は漸次猶予期間をもって行われていくこととなった。

おわりに

本稿では、文化八年(二八一)の暮れから始まる小田原藩による「国産国益」政策を俯瞰し、その一例として漆液の流通統制の実態とそれが村々にどのような影響を与えたのかという点について考察した。以下、本稿で明らかにした点をまとめておきたい。

文化期における小田原藩主大久保忠真による「国産国益」政策は、前藩主忠顕による年貢増徴政策路線とは異なり、財政再建のため、領内産物の流通統制及びその生産奨励という形で促進された。これは、年貢増徴の従来の路線が一定の到達点を示すとともに、それに代わる新たな財政補填策が模索された結果であると考えられる。

こうした「国産国益」政策の一環として、史料上明らかになっているだけでも信州種馬、漆液、毒茛、線香、木地細工などの産物で国産化の提案があったことわかる。その中でも漆液は、従来西相模一帯で広範に生産・流通していたことから、産物の流通統制・生産奨励を担う国産方役所がその流通統制に乗り出した。

しかし、簡単に物事は進まなかつた。それは、従来小田原藩領内の百姓

や漆掻子と関係を構築していた漆の仲買が他領に存在していたからであった。こうして、藩側は、他領の漆仲買と領内の百姓・漆掻子との関係を断つていく方向性を模索した。

板挟みとなった村役人層は、流通統制の「年延」と藩側による内済金を願い出る一方、取扱人を頼み、事の解決にあたった。こうした地域ぐるみの問題対応により、村方では、完全な流通統制の「年延」に成功し、その期限は文政一〇年（一八二七）年とされた。漆掻子が負っていた借金は、半分は破棄され、残り四分一に藩側から内済金が貸し付けられ、残り四分一は新たに他領漆仲買から借り受けることとなった。また、掻き取った漆液の六分は国産方役所へ、四分は他領漆仲買へ納められることとなった。ここからは、従来の地縁的な流通経路・人的関係性の強固さが窺えるのとともに、この時期を契機に国産方役所による流通統制が始まり、従前の流通体制が改編されたことを指摘できる。また、金子の貸付からは藩側の流通統制に対する積極的な意欲が窺える。一方で、漆掻子は従来の漆仲買への恩や関係性からその元をなかなか離れようとはしなかったが、貸付金や「漆元入金」を藩から借りることにより、新たに藩側とも関係を構築していくこととなった。こうして従来の流通に対し、藩当局がかかわり、しばらくはそれ以前から存在した他領漆仲買との関係も維持されるという複雑な二重の関係を持つ体制へと移り変わっていったのである。

姫路藩の木綿専売制を研究した西向氏は、文政期の藩による木綿専売制に対し、生産者が反発し、他所売りが活発化したことを指摘された。そして他所売りが進行・拡大した市場的条件として、姫路藩の畿内周辺・非領国性に注目し、藩領を超えて開かれた周辺地域一帯の綿関係品市場の展開と諸私領専売制の併存・競合と相俟って展開する他領商人の活動があると

した。⁵⁴ 姫路藩領の大坂市場近接と同じく、小田原藩領も巨大市場江戸近く周辺は分散所領地域であり、従来から藩域を越えた商関係が築かれていた。こうした地域的な流通関係の上に藩による流通統制が施行された。つまり、小田原藩の流通統制は、他領商人の問題を解決できるか如何が今後の成否を規定おり、施行当初から他領商人への他所売りの危険性を内包していたとも言える。こうした流通統制の始期の在り方は、畿内近国地域との比較検討がなされていくべき問題でもある。

今後、このように小田原藩が苦心して確立を試みた漆液の流通統制がどのように展開されていくのか、また、他領漆仲買と領内の漆掻子の関係性はどうか解消されていったのか（もしくは解消されなかったのか）については、後稿に譲りたい。また、小田原藩の流通統制政策に関しては、藩札や改革を担当した新官僚の問題など説明すべき点が多い。こうした点も含めて、今後の課題としたいと思う。

註

(1) 小田原藩の「国産国益」政策について、専売制機構はどのような組織だったのかなど、様々な制度面での疑問を本稿では明らかにし得ていない。そのため、本稿では「領主により領内の特定の産物に統制が加えられた」という意味でひとまず「流通統制」という文言を用いることとする。なお、先行研究などで「専売制」と表現されている場合は、その通りに引用した。

(2) なお、小田原藩では、近世初期の稲葉氏時代に、府川村の七兵衛が遠く御殿場地方の村々を含む小田原領内の楮を領主の命令で一手に集め、紙漉きを営んでいたという（福田以久生・内田哲夫他『わが町の歴史・小田原』、文一総合出版、一九八一年、一三三頁）。どうやら近世初期において楮（紙漉き）に使用されるの流通統制が行われていたようだが、詳しい実態は不明である。また、今回の事例とは歴史的な背景を異にするため、検討から外す。

- (3) 吉永昭『近世の専売制度』(吉川弘文館、一九七三)、四九頁。
- (4) 村上直・内田哲夫「小田原藩」『新編物語藩史 第三卷』、新人物往来社、一九七六年(四)二頁。
- (5) 内田哲夫『小田原藩―士農工商の生活史』(有隣堂、一九八一年)、一六四頁。
- (6) 馬場弘臣「改革の前提と大久保忠真の襲封」『小田原市史 通史編 近世』、小田原市、一九九九年。
- (7) 馬場弘臣「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」(森山恒雄教授退官記念論文集『地域史研究と歴史教育』、熊本出版文化会館、一九九八年)。
- (8) 松尾公就『二宮尊徳の仕法と藩政改革』(勉誠出版、二〇一五年)三九頁。
- (9) 馬場弘臣「小田原藩における近世後期の改革と中間支配機構―取締役と組合村をめぐる―」(『おだわら―歴史と文化』第八号、一九九五年)。
- (10) もちろん、今回取り上げる「国産国益」政策の記述がみられないわけではなく、『小田原市史 通史編 近世』にも新たな産業振興策として『神奈川県史資料編五 近世二』の史料を基に、その紹介はなされている。しかし、そうした政策の位置づけや具体的な内容に関しては記述が不十分であるし、研究者の問題意識としても低調であると判断される。
- (11) 堀江保蔵『我国近世の専売制度』(日本評論社、一九三三年のち、臨川書店、一九七三年にて復刻)、同『国産奨励と国産専売』(塙書房、一九六三年)。
- (12) 前掲註(3)。
- (13) 西向宏介「幕末期姫路木綿の流通と大坂問屋資本」、『ヒストリア』第一三三号、一九九一年)、同「幕末期藩専売制の変遷過程と市場的条件―姫路藩木綿専売制の考察をもとに―」(『日本史研究』第三九七号、一九九五年)、同「近世後期の特産物をめぐる政策と流通」(吉田伸之編『流通と幕藩権力』、山川出版社、二〇〇四年)。
- (14) 山形万理子「藩陶器専売制と中央市場」(日本経済評論社、二〇〇八年)。
- (15) 荒武賢一朗「松代真田家の大坂交易と御用場」(渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政―信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』、岩田書院、二〇〇八年)、同「在坂役人の活動と蔵屋敷問題」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構―信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』、岩田書院、二〇一一年)。

小田原藩領の村々と漆液の流通統制

- (16) 小田原藩では、元禄の大地震、宝永の富士山噴火以降借金が嵩んで藩財政が逼迫し、その後も天明の飢饉・大地震、寛政の大洪水・高潮被害、噴火後被災村々の返還問題も相まって年貢収量を圧迫した。さらに、幕府役職就任に伴う公金や江戸・大阪・京都の商人からの借用も多大で、文政五年(一八二二)には、借財が二四万両余に及んだという(以上、前掲註(7))。
- (17) 以下、『神奈川県史 通史編三 近世二』(神奈川県、一九八三年)七四一―七四二頁に基づく記述。
- (18) 前掲註(11)堀江保蔵『我国近世の専売制度』八頁。
- (19) なお、線香に関しては、文久三年(一八六三)七月の史料に「私祖父之時代文化年中奉願上、農間之稼ニ線香製。仕来り申候三付、其節分御掛り様江為御冥加金百疋相納来り候所」(文久三年七月「線香製方願書之写」(南足柄市役所所蔵文書、『南足柄市史』編纂時の紙焼き資料を使用、南足柄市郷土資料館蔵)とある。ここからこの文化年間願い出された線香については細々とではあるがその後農間稼ぎに作られ、冥加金が上納されるまでに展開していたことが窺える(芹沢嘉博「史料紹介 南足柄市域における近世の物産 線香づくりを中心に」(『市史研究あしがら』創刊号、一九八九年)。
- (20) 小田原藩では東・中・西筋の各地域に二名ずつ代官を置いて支配しており、これを「筋分」あるいは「掛分」と称していた。なお、この後、文政一一年(一八二八)の改革により、筋分は廃止され、一括で代官支配が行われるが、天保八年(一八三七)に再び分担支配に戻されている(前掲註(9)、馬場弘臣「小田原藩における「取締役」制の展開と組合村」(白川部達夫編『近世関東の地域社会』、岩田書院、二〇〇四年)。
- (21) 以上、前掲註(6)に基づく記述。
- (22) この他、こうした忠真の改革初期には、文化四年(一八〇七)に畑方の反取り額が一斉に引き上げられたことも指摘されている(前掲註(6))。
- (23) 文化八年(二月)「乍恐書付を以奉願上候御事」(漆中買問屋復活願)〔萱沼 安藤家文書、諸産業三、神奈川県立公文書館寄託〕、『神奈川県史 資料編九 近世六』(神奈川県、一九七四年)九六一―九六三頁・No.一七三に所収。以下、安藤家文書、虫沢区有文書で使用する文書番号は、『神奈川県史資料所在目録』(松田町

―第二集(県史編集室、一九七一年)による。以下、安藤家文書を引用する場合は、所蔵先は略す。なお、「(別紙)」に関しては『神奈川県史』には採録されていない。

(24) 拙稿「近世相模国柳川村周辺における漆液の生産と流通」(『郷土神奈川』第五六号、二〇一八年)では、柳川村の与兵衛の事例に関して詳述したので、併せて参照いただきたい。

(25) 漆取りの者から漆液を買い集めるという意味で使われており、「問屋」と史料では示されるものの実態としては在村漆仲買を指していると考えられる。なお、以降の史料でも「仲買」と「問屋」は混在して使用されている。本史料でも在村の漆商人は「中買・問屋」と表現されており、領内で仲買と問屋の機能が未分化であったと考えておきたい。なお、以下、史料文言で使用される以外は、他領・領内の区別を問わない場合は、在村漆仲買と統一する。

(26) 例えば、天保二年(一八三二)六月の史料では、府川村伊野右衛門、荻野岩村林蔵、上大井村林蔵の三名が「国産方漆取立」に「年来骨折取扱」い、収益を挙げたということで、府川村伊野右衛門、荻野岩村林蔵は名主格に、上大井村林蔵には酒代として金五両が与えられている。ここに「史料1」の願人らの名前は見えない。より詳細な動向は知りえないが、こうした者が新たな「漆問屋」として任じられたものと想定できる(天保二年六月「被仰出之写」(『南足柄市史』一資料編近世一)、南足柄市、一九八八年、六五六―六五七頁・No.二六二、小田原市府川 稲子正治家文書)。

(27) 詳しくは、前掲註(9)を参照。

(28) 文化九年一月「乍恐以書付奉願上候御事(御上様中買方江売来仕候様二被仰付之事)」(萱沼 安藤家文書、追加分文書七)、『神奈川県史 資料編九 近世六』(神奈川県、一九七四年)九六三―九六五頁・No.一七四に所収。

(29) 続く史料でも「史料5」で東山家九ヶ村から願書が出されている以外は一貫して七ヶ村の村役人が嘆願の主体となっている。おそらくここに名前のない宇津茂村・中山村にはこうした漆掻子が存在しなかったためだと思われる。ただ、なぜ「史料5」では九ヶ村となっているのかは不明である。

(30) 中世では、淘綾・大住・愛甲の三郡(現在の厚木市・愛川町・清川村・秦野

市(四十八瀬川以西を除く)・伊勢原市・平塚市・大磯町・二宮町)にわたる地域を「中郡」と呼ぶ(『角川地名大辞典』14 神奈川県、角川書店、一九八四年)。近世でもこうした地域を慣例的に「中郡」と呼んだのだろう。

(31) 前掲註(24)。

(32) この場合、史料文言では「問屋」となっているが、実際は在村漆仲買のことと考えられる。しかもこの「問屋」とは史料の後段から小田原藩領ではない他領の「問屋」であることがわかる。以後、この「他領問屋」は史料文言でない限りは、他領漆仲買と表記する。

(33) 「拾ヶ年御宥免被成下置候ハ、各借金拾ヶ年ニ割合為相済」(文化九年六月「乍恐以書付奉願上候御事(漆差上之儀ニ付)」(萱沼 安藤家文書、追加分文書一))とあり、村方が、一〇か年の「年延」を申し入れた背景には、他領漆仲買に対し、借金を一括で払うことができなかつたためであると考えられる。

(34) 文化九年二月「乍恐以書付奉願上候御事(漆一件之儀ニ付)」(虫沢区有文書、状I諸産業一、虫沢自治会所蔵)。以下、虫沢区有文書を引用する場合は、所蔵先を略す。

(35) 実際に藩側へどれほどの借金があるかの帳面が提出された(文化九年六月「乍恐以書付奉願上候御事(漆借用帳面金高之儀)」(萱沼 安藤家文書、追加分文書九))。

(36) 文化九年四月「乍恐以書付奉願上候御事(問屋より小前借金年賦に願い)」(虫沢区有文書、状J商業金融一八)。

(37) 文化九年六月「乍恐以書付奉願上候御事(漆取之儀ニ付)」(萱沼 安藤家文書、追加分文書一〇)、『神奈川県史 資料編九 近世六』(神奈川県、一九七四年)九六四―九六五頁・No.一七五に所収。

(38) 前掲註(33)。

(39) 前掲註(33)。

(40) この他の史料では「株等茂無御座小前之者共故」(文化九年二月「小前之者共之願上」(前欠))、(萱沼 安藤家文書、追加分文書八)とあり、公権力による株等での把握はなされず、ある種の特権も持ち合わせてはいなかったことがわかる。

(41) 文化九年九月「乍恐以書付御納奉願上候御事(漆搔子ノ借金返済金拝借仕り度儀)」(虫沢区有文書、状I諸産業二)。

(42) 後掲【史料8】、【史料10】では林右衛門ではなく、甚左衛門とある。以下、甚右衛門とする。

(43) 文化九年一〇月「乍恐以書付奉願上候御事(漆搔子共ノ義此上共御慈悲之程村々一同奉願上候)」(虫沢区有文書、状I諸産業四)。なお、この願書の下書きである、文化九年一〇月「乍恐以書付奉願上候御事(漆搔子之者共貯置三付)」(虫沢区有文書、状I諸産業三)より一部虫損部分を補足した。

(44) 文化九年一〇月「覚(訴訟世話人に対する謝礼金拝借仕り候事)」(虫沢区有文書、状J商業金融一九)。

(45) 文化九年一二月「漆一(貸附金質地控帳)」(虫沢区有文書、横帳その他一般三)、『神奈川県史』資料編五 近世二(神奈川県、一九七二年)、七三五―七三八頁・No.二一八に所収。

(46) 前掲註(24)。

(47) この他、「漆御拝借之儀者、元金拾六両二御座候、此拾六両内三而出入中諸入用引、残金二而返上納可仕候」という一文も見受けられ、他領漆仲買と出入中の諸入用に対する経費も支払われている。

(48) 前掲註(24)。

(49) 文化九年四月「願書(断簡)前欠 漆問屋につき」(谷ヶ 武尾家文書、村況状三一、神奈川県立公文書館寄託)。武尾家文書で使用する文書番号は、『神奈川県立公文書館寄託資料目録 第一集 武尾家文書二』(神奈川県立公文書館、

一九九九年)、『神奈川県立公文書館寄託資料目録 第二集 武尾家文書二』(神奈川県立公文書館、二〇〇一年)による。

(50) 前掲註(24)。

(51) 文化九年一月「一札之事(漆専売書類)」(小田原宿本陣 片岡家文書、A―A八、小田原市立図書館蔵)。片岡家文書で使用する文書番号は『特別収書片岡家文書解説目録 小田原市立図書館シリーズ1』(小田原市立図書館、一九六七年)による。

(52) 【史料6】では、五〇両は篠窪村の取扱人で貰い受けることを申し出ているが、【史料10】では、「新借・古借共半金被成用捨」と、借金の半分は破棄されることとなっており、交渉の過程でそう取決められたものと考えられる。

(53) 【史料2】では、一〇ヶ年の「年延」を要求しているが、【史料10】では、一五ヶ年の猶子が設けられたことがわかる。

(54) 前掲註(13)西向宏介「幕末期藩専売制の変容過程と市場的条件―姫路藩木綿専売制の考察をもとに―」。

〔付記〕

史料の調査・閲覧にあたっては、神奈川県立公文書館・小田原市立図書館の皆さま、松田町虫沢自治会の皆さま、特に山岸榮市氏・古谷尚一氏・小野肇氏、同町宇津茂の大館敏雄氏・利津子氏、同町中山の川口久江氏、同町松田惣領の故中村善成氏、大崎晃氏に大変お世話になりました。末尾ながら、御礼申し上げます。

